

④ 従業員が起こした交通事故の損害賠償金

Q : 当社の従業員が、商品を配達中に幼児が突然道路に飛び出したことにより人身事故を起こしてしまいました。

会社はその幼児の親に損害賠償金を支払った場合には、どのように取り扱われますか。

A : 故意又は重過失に基づくものでなければ、給与以外の損金に算入されます。

【解説】

会社が従業員の行為に基因する損害賠償金を負担した場合には、そのときの事情に応じて次のように取り扱われます。

(1) 交通事故発生の原因となった行為が会社の業務に関連するもので、故意又は重過失に基づくものでない場合…給与以外の損金に算入されます。

(2) その他のものである場合（会社の業務に関連しないものか、関連するものであっても故意又は重過失に基づくものである場合）…交通事故を起こした従業員に対する給与とされます。ただし、その負担した金額のうち、その従業員の支払能力などからみてその者に負担させることができないためやむを得ず会社が負担したと認められる部分の金額がある場合には、その部分については、経済的利益はないものとされます。

ご質問の場合、従業員の行為は勤務時間中のものであり、その事故の発生状況からみて従業員に故意又は重過失があったとは認められないということであれば、(1)に該当し、給与以外の損金に算入されることになります。

